非常災害(風水害)対策マニュアル

地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川

ショートステイ しあわせの家寒川

デイサービスセンター しあわせの家寒川

1. 目的

このマニュアルは、しあわせの家寒川近隣で非常災害(風水害)の発生又は発生の恐れがある場合に対応すべき必要事項を定め、非常災害(風水害)から人命を守るとともに被害の軽減に資することを目的とする。

2. マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、しあわせの家寒川に勤務する職員及びサービスを利用する入居者・ 利用者又は出入りする者(以下「利用者等」という。)に適用する。

3. 施設長の責務

施設長は、総括責任者として、しあわせの家寒川における非常災害(風水害)による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を守る。また、四国中央市と連携を図り、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するとともに、職員に周知を行う。

4. 職員の責務

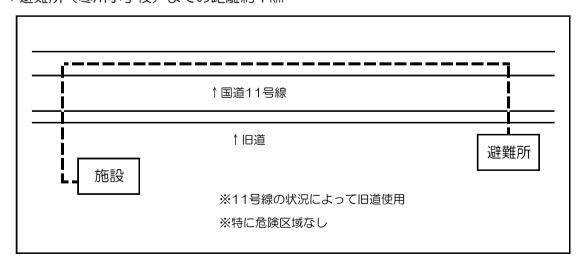
職員は、施設長の指揮のもと、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため、本マニュアルに基づき必要な措置を迅速に実施する。

5. 利用者等の責務

利用者等は、施設長及び職員の指示に基づき、非常災害(風水害)から身を守るために避難誘導等に従う。

6. 施設の立地条件、周辺環境

*避難所(寒川小学校)までの距離約1㎞



7. 災害発生時の組織体制と役割分担(別紙1のとおり)

(1) 指揮班

施設長の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

(2)情報収集•連絡担当班

四国中央市や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報を把握し、指揮班に伝達する。 また、土砂崩れや河川の氾濫等に係る前兆現象や被害の情報を確認・入手した場合は、速やかに四国中央市など関係機関へ通報する。

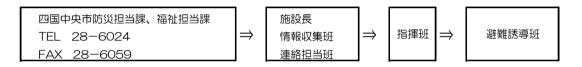
(3)避難誘導班

土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報及び避難勧告等が発令された場合や土砂崩れや河川の氾濫等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

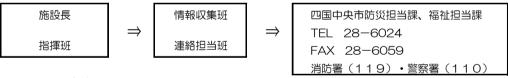
負傷者に対して応急措置を行うとともに、救急隊と連携して速やかに救護所を設置し救護を行うほか、必要に応じて指定された医療機関に移送する。

8. 防災・災害情報の受伝達

(1)四国中央市等からの情報(気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、避難勧告、避難指示等)



(2)施設から四国中央市及び関係機関、関係団体へ発信する情報(土砂崩れや河川の 氾濫等の前兆現象や被災した際の被害情報等)



く 涌報例 >

- ① どこで
- ② 何が、どうなったか、けが人等は
- ③ 今の対応は

(3) 緊急連絡先一覧表

【 緊急連絡先一覧(外部機関)】

連絡先			電話	FAX	担当者等
愛媛県福祉担当課	長寿介護課		089-912-2432	089-935-8075	
東予地方局	地域福祉課		0897-56-1300	0897-56-1317	
四国中央保健所				28-1043	
四国中央市役所	高齡介護課		28-6025		
四国中关印度别	社会福祉課		28-6023	28-6059	
四国中央警察署	本部		24-0110	24-0110	
四国中央言宗者	寒川警察官道	直絡所	25-1179		
四国中央市消防署			23-6611	23-6614	
寒川小学校			28-6096		
寒川公民館			28-6066		
(有) 三宅石油店			24-5129		
偏斜存饰	三好広典	みよし循環器クリニック	24-5311		

教済	福田 保	福田医院	23-2188		
	協力病院	四国中央病院	58-3515	58-3464	
	JASKC	HITO病院	58-2222		
	食事	富士産業(株)四国西事業所	089-986-3636	089-986-3637	木村090-4506-6824
	エレベーター	三菱電機ビルテクノサービス	0897-33-1115	0897-33-1117	
	協力施設	萬翠荘	28-7755	28-7756	
	電気	(株)中央電気保安協会	0897-31-1441	0897-34-1319	石川090-2783-4719
		四国電力(株)四国中央営業所	23-8200	23-8519	伊藤、坂□
ライフライン	ガス	(株)藤田商店	0875-25-4123	0875-23-2576	矢野090-1902-9756
	水道	四国中央市水道局	28-6450	28-6462	
	通信	NTT西日本	113		0120-444113

[※]通信手段・・停電により電話やメール等の通常の連絡手段が通じない場合には携帯電話を活用する。

(4) 職員間の情報受伝達系統図 別紙1のとおりとする。

9. 災害に関する情報の入手方法

- (1) 気象情報、気象注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報
 - ・テレビ・ラジオなどマスメディアの各種気象情報
 - 気象庁ホームページ
 - ・愛媛県河川・砂防情報システム など

(2) 避難情報、防災情報

- 四国中央市の防災ウェブサイト、防災行政無線、広報車、 四国中央市災害情報メール配信サービス
- ・愛媛県防災ウェブサイト
- ・国土交通省防災情報提供センター
- 愛媛県河川 砂防情報システム
- えひめ河川(かわ)メール など

10. 施設の入居者・利用者に関する情報把握

入居者・利用者ごとに、氏名・生年月日・内服薬・家族の連絡先などの情報を、災害用 入居者・利用者情報シートを使用して整理し、持ち出し可能な状態で保管する。

※特養入居者一覧ファイル・ショート利用者一覧ファイルにて保管

※シートの様式は別紙2のとおり

11. 事前対策等

台風の接近や大雨洪水警報の発令等の気象情報から、あらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合は、必要に応じて職員を増員するとともに、各職員の役割分担を再確認する。また、施設・設備の安全確認、備蓄品や非常持ち出し品の確認、避難先への連絡及び移動手段の確保など、避難体制を整える。

※備蓄品並びに非常持ち出し品のリストは別紙3のとおり

12. 災害警戒体制

気象情報や周囲の状況、前兆現象等から、災害の危険性が高まった場合は、職員配備を 強化し、利用者等の避難誘導の準備等を行う。

- (1) 職員参集基準に基づいて関係職員を召集し、職員配備を強化する。 ※職員参集基準については以下に示すとおり
- (2) 職員に災害情報を周知し共有する。
- (3) 避難場所、避難経路、避難方法等の確認を行う。
- (4)四国中央市地元自治体や関係機関、近隣施設との情報交換を行う。

- (5) 地域の情報収集を強化する。
- (6) 設備・建物・環境の安全確認を行う。
- (7) 職員・利用者等の安全確認を行う。

【 職員参集基準 】

配備体制	配備基準	対象職員
注意配備体制	・地域に大雨、洪水、防風、暴風雪、	総括責任者及び情報
	高潮注意報が1以上発表されたとき	収集・連絡担当班の
警戒配備体制	・地域に大雨、洪水、防風、暴風雪、	班長は自宅待機し、
	高潮警報が1以上発表されたとき	常に出勤できるよう
		備える。
災害対策本部体制	・ 地域に風水害が発生又は発生が予想	総括責任者及び情報
	されるとき	収集・連絡担当班の
		班長は施設へ出勤。
		その他の職員は、家族
		等の安全が確認され
		次第参集する。

13. 避難誘導等

- (1)避難誘導の原則
 - ① 施設内避難

施設内の比較的安全な場所(2階以上のフロア)へ避難誘導する。

② 施設外避難

四国中央市が指定した避難所(寒川小学校)又は応援協定を締結している施設等で、安全に移動可能な場所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

① 自主避難

次に示す河川の氾濫等の前兆現象を確認した際には、四国中央市からの情報を待つことなく直ちに避難を開始する。施設長が判断することになるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。

- 〈 河川の氾濫の前兆現象 〉
 - *短時間で危険水位を超え、強い降雨が続く。
 - *堤防の川側が崩れ始めている。
 - * 堤防の側面から水が漏れだしている。
 - *堤防にひび割れが生じている。
 - *堤防近くの地盤から水が噴き出ている。
- ② 四国中央市等からの情報に基づく対応 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、避難勧告、避難指示等を受けて対応する。
- (3)避難方法
 - ① エレベーター(使用可能な場合)車椅子、担架、ストレッチャー、ベッドのまま乗り込み避難する。
 - ② 非常階段 歩行可能な場合には徒歩。それ以外は、担架搬送・背負い搬送・椅子搬送等に より避難する。
- (4) 施設内の避難

施設内の避難は上階への避難とする。尚、避難経路図については施設内の誰もが 確認できる場所へ掲示する。

(5) 施設外への避難

施設内の避難ができない場合は、四国中央市が指定した避難場所(寒川小学校)に避難する。避難に当たっては、入居者・利用者情報一覧を準備し、避難先ごとに職員を配して入居者等を漏れなく避難させ、避難後のフォローにも適切に対応する。

(6) 避難誘導の応援

夜間においては、避難誘導が手薄になることから、地域からの応援が頂けるように協力要請、応援協定等の締結等の取り組みを行っておく。

14. 防災教育

施設長は、防災に関する各種研修会に職員を参加させるとともに、風水害の危険性や前 兆現象など警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、迅速かつ確実な情報受伝達や自 主避難の重要性を理解させる。

15、避難訓練

施設長は、毎年度、風水害を想定した訓練計画を作成し、職員が各自の役割を理解して 迅速に行動できるよう、実践的な避難訓練を定期的に実施する。また、四国中央市や地 域の自主防災組織が実施する防災訓練等にも積極的に参加する。

(1)訓練内容

- ① 情報受伝達訓練(情報の受付方法及び情報の発信方法)
- ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
- ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
- ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)

(2)訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの検証に反映させる。

16. 地域の関係機関や住民等との協力体制

(1) 地域防災訓練への参加

地域とのコミュニケーションを図り、また災害発生時の連携を検討するため、地域の防災訓練に積極的に参加する。

(2) 地域への協力

地域住民を良好な関係を維持し、地域の自主防災組織、町内会、ボランティア等と 災害時の協力関係の構築に努める。また、他の社会福祉施設との間で相互支援協定 の締結等を検討する。

(3) 地域の安心拠点

社会福祉施設の使命として、地域住民の救援活動に可能な限り協力し、地域の安心拠点の役割を果たすよう努める。